特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	母子保健に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南知多町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

南知多町

公表日

令和8年10月23日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	南知多町は、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下で取り扱う。 母子保健法、規則及び母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施等の通知等に基づき母子保健に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健指導 ②乳幼児健康診査 ③妊娠の届出及び母子手帳の交付 ④低体重児の届出受理 ⑤未熟児の訪問指導 ⑥妊産婦・新生児訪問指導 ⑦妊産婦・乳児健康診査 ⑧養育医療
③システムの名称	1.健康管理システム（健康かるて） 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー （※標準化前、標準化後で変更なし） 4.サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
母子保健情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表70の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第40条第5号,第6号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠）番号法　第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項 （情報提供の根拠）番号法　第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、71、80、95、112の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生部　健康こども課
②所属長の役職名	健康こども課長

6. 他の評価実施機関
-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚生部　健康こども課 住所：愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ケ坪18番地 電話番号：0569-65-0711

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚生部　健康こども課 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ケ坪18番地 電話番号:0569-65-0711
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない（入手）	[]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12月18日デジタル庁）に従い、特定個人情報の取得時にはダブルチェック等を行い、情報の誤りが無いか確認を徹底している。 また、特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底し、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査				
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行う。 システム内での管理及び権限付与の制限をする。 紙ファイルを保管するキャビネット等を施錠する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	Ⅰ．関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1.健康管理システム（健康かるて） 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー	1.健康管理システム（健康かるて） 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー （※標準化前、標準化後で変更なし）		
令和7年9月1日	Ⅰ．関連情報 3．個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第一の49の項 主務省令第40条	番号法第9条第1項　別表70の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第40条第5号,第6号		
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワーク ②法令上の根拠	（別表第二における情報照会の根拠） （別表第二の主務省令における情報照会の根拠） なし （別表第二における情報提供の根拠） 番号法第19条第7号　別表第二の56の2の項 （別表第二の主務省令における情報提供の根拠） 第30条	（情報照会の根拠）番号法　第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項 （情報提供の根拠）番号法　第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、71、80、95、112の項		
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ①部署	厚生部　保健介護課	厚生部　健康こども課		
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健介護課長	健康こども課長		
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	厚生部　保健介護課　健康推進係　住所：愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ケ坪18番地 電話番号：0569-65-0711	厚生部　健康こども課 住所：愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ケ坪18番地 電話番号：0569-65-0711		
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	厚生部　保健介護課　健康推進係　住所：愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ケ坪18番地 電話番号：0569-65-0711	厚生部　健康こども課 住所：愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ケ坪18番地 電話番号：0569-65-0711		
令和7年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和1年12月1日 時点	令和7年4月1日 時点		
令和7年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和1年12月1日 時点	令和7年4月1日 時点		
令和7年9月1日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業	項目なし	新規		
令和7年9月1日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	新規		
令和8年10月23日	Ⅰ．関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1.健康管理システム（健康かるて） 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー （※標準化前、標準化後で変更なし）	1.健康管理システム（健康かるて） 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー （※標準化前、標準化後で変更なし） 4.サービス検索・電子申請機能		
令和8年10月23日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点		
令和8年10月23日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点		